

軽減税率 8%や経過措置で旧税率 8%の仕訳を登録する場合は？

(画面例はすべて「PCA 会計 DX システム B」を使用しています。)

伝票入力の際の税区分を、軽減税率 8%の税区分 ([B6] や [Q6] など) や旧税率 8% ([B4] や [Q4] など) に変更してください。

【旧税率 8%の場合】

				【借方：内税自動計算】
				【貸方：内税自動計算】
貸方科目／補助／税区分／部門			貸方金額	
511	売上高	B4	売上8%	108,000
				(8,000
000	共通部門			

税区分

コード ↓

全税区分を表示する(A)

コード	説明
00	消費税に関係ない科目
99	不明
A0	非課税売上
B3	課税売上5%
B4	課税売上8%
B5	課税売上10%
B6	課税売上8%(軽)
F0	輸出免税売上

【軽減税率 8%の場合】

				【借方：内税自動計算】
				【貸方：内税自動計算】
貸方科目／補助／税区分／部門			貸方金額	
511	売上高	B6	売上8%軽	108,000
				(8,000
000	共通部門			

【補足】

令和 1 年 10 月 1 日以降の伝票日付で旧税率 8%の税区分を使用した場合、登録時に以下の確認メッセージが表示されますので、[はい] ボタンをクリックして登録してください。

振替伝票入力 (コク3式)

?

伝票日付が消費税率改正施行日(税率10%、令和 1年10月 1日施行)以降ですが、税率8%の税区分が使用されています。
登録してよろしいですか？

[はい(Y)] [いいえ(N)]